平成18年度 包括外部監査結果に対する措置について

監査テーマ「負担金補助及び交付金」に関する財務事務の執行について

【各補助金等に対する結果】

3 救急医療経費等に対する補助金

報告書ページ	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への措置 < 平成20年7月末現在 >
31	の遅れにつ いて	2年前分の精算分が含まれ、成 績報告書の提出期日や補助金の 確定について定めた枚方市補助 金等交付規則第14条、第15条に 適合していない。	健康部	過不足分の支出等については、性質上は特別会計への繰出金と同様であることから病院事業会計の決算後となるため、当該年度での調整は困難ですが、公営企業に対する繰出金マニュアルを平成19年10月に作成し、平成20年度当初予算編成から適用しています。

7 私立保育所運営費補助金

報告書ページ	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への措置 < 平成20年7月末現在 >
46	実績報告書の入手遅れ	保育所に3月末日までに実績報告書の提出を求めることは困難であると思われるので、3月末日までに履行の事実の確認を行い、その後実績報告書の提出を求め、補助金額を確定させるように各要綱の見直しを図ることが必要。	福祉部	履行の事実の確認については、平成19年度から3月末日までに補助事業完了(予定)報告書の提出を求めることで対応しています。